

B. 研究方法

本研究においては、医療事故・医事紛争処理に資する既存の裁判外紛争処理制度（以下、既存ADR）や各領域の現状について検討した。

（倫理面への配慮）

本調査においては、二次的データもしくは情報を用いており、特段個人を同定できるような形での情報は扱っていない。

C. 研究結果

交通事故、海運・海事分野、航空・鉄道領域においては、裁判以外の紛争処理体制が古くから整備がなされており、こうした体制は各領域や産業分野の持つ独自性と密接に結びついていることが明らかとなった。また国内の既存ADR組織・機関約117の実態に関する極めて網羅的かつ詳細な知見が得られた。具体的には、設立年月日、主たる専門分野、手数料の有無、解決までの日数などの運営実態に関して比較検討を行った。しかしながら、調査対象となったADR組織・機関によっては、公表している情報量に格差が生じていることが明らかとなり、その運営実態が不明瞭な機関が非常に多く存在することも明らかとなった。

D. 考察

医療版ADRの今後の展開という課題に関連する調査分析は極めて少ないのが現状にあり、ADRにおけるどのような側面やどのような制度的機構が、今後の日本における医療版ADRを構築する際に参考となるのかに関しては未だ明確な知見は得られていない。そのような中で、既存のADR制度について包括的に検討を行った本研究における調査活動から以下の論点が重要であるとの結論に達した。

ADRの類型には行政型ADR、業界型ADR、独立型ADRなどが考えられるが、これまでの既存ADRは圧倒的に行政型もしくは業界型ADRが中心であり、独立型ADRが少なかったといえる。だがADR法の成立はある種独立型ADRの推進を導く環境をもたらす可能性が考えられ、こうした環境下における医療にかかわるADR組織・制度をどのように構築していくかという課題が挙げられる。またADR制度の利点として指摘される「当事者の実情を盛り込んだ創造的な解決を図りうる」という点をどのように医療分野で担保するか、ともするとこうした利点は手続きの柔軟性に歯止めがなくなり、中立性・公正性が担保されない危険があり、紛争の存在や解決基準を社会が共有できず、ADRに関与する専門家の中立性・客観性を担保することが難しく、さらに社会的規範に基づく解決が予期されているが、医療分野においては両当事者が価値観や条理を共有することが容易ではない可能性があるなどのデメリットに陥る危険性をはらんでいるといえる。

E. 結論

本調査においては、既存ADR組織・機関に関してその実態を分析した。既存ADR組織・機関が属する各領域や産業は、独自性を有しており、そうした兼ね合いの中で各ADR組織・機構が機能している。すなわち、個々のADR組織・機関は単独で存在しうるわけではなく、それらが位置する産業構造や制度との複雑な関連性の中でその役割や機能が規定されている。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況 なし

国内外における医療事故・医事紛争処理に関する法制的研究 —航空・鉄道事故調査委員会などにおける事故原因究明制度に 関する研究—

分担研究者 高橋 榮明 新潟医療福祉大学 学長
主任研究者 藤澤 由和 静岡県立大学 経営情報学部 准教授

研究要旨

航空機および鉄道において生じた事故における原因究明の具体的かつ現実的な対応とその制度的な側面に関して検討を行なった。航空・鉄道事故調査委員会は、事故原因を究明するため、また事故防止の観点から必要な調査を行い、調査結果に基づき今後の事故防止のために建議を行なっている。こうした原因調査究明活動と捜査や刑事裁判という刑事司法手続きは同時並行的に行われ、ときには航空関係者の過失立証のために、調査委員会の事故報告書が利用されるなどの、委員会の独立性との兼ね合いで問題もあると考えられる。

A. 研究目的

航空機および鉄道において発生した事故に対する原因究明の具体的かつ現実的な対応およびその制度的な側面が現在どのようなものであるかということをも面的に把握することを通して、医療分野における事故原因究明のあり方に関する検討を行うことを目的とした。

B. 研究方法

一般に公開されている資料および情報および当該分野の専門家への聞き取りなどを通して情報を収集し、その分析および検討をおこなった。

（倫理面への配慮）

個人を同定しうるような特定の情報を取り

扱う際には、細心の注意を払い、その取扱に留意した。

C. 研究結果

航空・鉄道事故調査委員会は、事故の原因を究明するため、また事故防止の観点から必要な調査を行い、調査結果に基づき、今後の事故防止のために勧告や建議を行っている。現在のところ航空業界においては航空機事故に対する補償制度は通常の民事訴訟などを通して行われることになるが、当該委員会における活動はこうした補償的な問題とは切り離されているといえる。

D. 考察

航空機事故の調査に関する当該制度は、1974（昭和49）年に設けられた航空事故調査委員会から始まり、2001（平成13）年の航空・鉄道事故調査委員会へ改組するにあたり、約30年間の実績があり、事故原因の究明に関する積み重ねが存在する。航空事故に関してはその主たる原因が操縦者、整備不良、機材故、などあることがある程度明確化されてきており、さらに大規模な事故においてはその結果が乗客、乗員の死亡という形にならざるをえない。こうした点から原因究明はそれらの事実確認と因果関係をどの程度まで確定できるかという点が重要であり、かつ一旦それらが明確化された場合は、再発防止策はある程度導きやすいものといえる。

E. 結論

航空機事故に関しては、事故調査委員の調査、報告等が一定の評価を得ていることが推測され、また被害者、家族への救済は現時点ではその責任の一端を担うこととなる航空会社による補償がある程度定型的になされる現状にあり、補償に関してその事故の事実性、因果性を巡る議論は発生する余地はすくないと考えられる。航空・鉄道事故調査委員会の主たる目的が原因究明にあるのだが、こうした原因調査究明活動と捜査や刑事裁判という刑事司法手続きが同時並行的に行われ、ときには航空関係者の過失立証のために、調査委員会の事故報告書が利用されるなどの、委員会の独立性との兼ね合いで問題もあると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

国内外における医療事故・医事紛争処理に関する法制的研究 —医療分野における ADR 制度の適合性に関する研究—

分担研究者 高橋 榮明 新潟医療福祉大学 学長
主任研究者 藤澤 由和 静岡県立大学 経営情報学部 准教授

研究要旨

医療における患者安全を高める政策的視座には、事前的事故対策にかかわる政策領域と事後的事故対策にかかわる政策領域が考えられる。その事後的事故対策にかかわる具体的な政策領域としては、「事故原因をどのように究明し、医療制度における医療行為のアカウンタビリティをどのように担保するかという課題」、「医療事故にかかわった医療従事者らの処遇および再教育といった課題」、「そして医療事故被害者らをどのように救済していくべきかという課題」などが考えられる。この最後の課題こそが ADR に関連するものであり、本研究は上記の諸課題を踏まえ、国内における ADR 組織・機関を網羅的に把握するとともに、特定領域に関しての専門的な分析を行った。

こうした調査活動から、さまざまな注目すべき ADR 組織・機関が存在することが判明したが、それと同時に、それら注目に値する ADR 組織・機関が位置する領域もしくは産業の独自性を検討する必要があることが判明した。つまり、個々の ADR 組織・機関はそれ単独で存在しうわけではなく、それらが位置する産業構造や制度との複雑な関連性の中でその役割や機能が規定されており、こうした点を十分に検討して初めて、医療分野における ADR の有効性に関する議論が可能となることが判明した。また他の領域における ADR 制度とその活動の検討を通して、非常に多くの領域において被害者救済の公正性および迅速性と視点が一定程度通念化しており、医療分野においてもさまざまな制約があるにせよ、何らかの被害者救済制度のためのスキームが求められるといえる。

A. 研究目的

現在、わが国の医療制度においては、日常診療の中で生じる患者の苦情や患者と医療

機関の間のトラブルを、訴訟手続きに至ることなく適切に処理するシステムの構築が必要とされている。こうした背景には医療訴訟

の量的な拡大はもちろんのこと、医療に対してより高いアカウントビリティを求める、ある種質的な変化がそこにはあると考えられる。もちろん既存の裁判制度においてもこうしたニーズを満たしうるが、その質的および量的変化には十分には対応しきれていないのが現状であると考えられる。よって医療分野においても何らかの制度的対応が求められることは間違いない。翻って他領域、他産業においては、たとえばらつきはあるせよ裁判以外で問題を可能な限り速やかにかつ簡易な形で、被害者救済という問題を解決するための仕組みや方策が見られる。よってこうした他領域、他産業における被害者救済の様々な制度、方策を検討することにより、医療分野において考えられうる裁判外の関係者における紛争処理や、被害者救済の形態を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では、既存の裁判外紛争処理制度（以下、既存 ADR）や各領域の現状について可及的速やかに調査する必要があるとの認識のもと、一貫した枠組みで実証的な調査を実施した。具体的な調査は、二つの側面から既存の ADR 組織・機関を把握がなされた。第一の方策は、ADR に関する先行研究（司法制度改革推進本部 ADR 検討会）において選定された既存の ADR を中心に既存文献から ADR 組織、もしくはそれに類似した機能を持つ機関などを抽出し、可能な限り網羅的に既存 ADR 組織・機関を把握した。

第二の方策としては、特定の領域、具体的

には交通事故領域、海運・海事領域、航空事故・鉄道事故領域、環境領域、労働領域、消費者問題領域、建築紛争領域など領域ごとに、構造的な面にまで踏み込んだ調査分析を行った。

（倫理面への配慮）

本調査においては、二次的データもしくは情報を用いており、特段個人を同定できるような形での情報は扱われていない。また、仮にあるにしてもすでに公開された情報のみを取り扱っており、倫理的問題は、研究実行時点においては発生しないと考えられるが、以下の各論において特段に倫理面に配慮するような情報を取り扱う状況下においては、細心の注意を払い取り扱うことを徹底した。

C. 研究結果

本調査を通して、既存 ADR 組織・機関の実態に関する極めて網羅的かつ詳細な知見が得られた。まず、本調査終了時点においては、117 の組織・機関を把握することができ、かつこれらに関して具体的な運営実態が把握された。さらに、一貫した調査分析枠組みを用いて各 ADR 組織・機関の分析を行ったことにより、各領域の ADR 組織・機関の特徴及び共通点の多くの点が明確となったといえる。その一方で、調査対象となった ADR 組織・機関によっては公表している情報量に差が生じていることが明らかとなり、その運営実態が不明瞭な機関が存在することも明らかとなった。さらに、これらの知見に基づいて、医療事故・医療紛争に関わる当事者が

固有に係る紛争解決ニーズなどをADRという制度体系でどこまで、どのように汲み取ることができるのか、その範囲を具体的に提示することが可能になった。

個別の領域に関する詳細は、各論に譲るとするが、論点としては多くの領域や産業分野においては、裁判以外の紛争処理体制が存在していることが判明した。さらにこうした体制はそれぞれの領域や産業分野の持つ独自性と密接に結びついていることが明らかとなったといえる。

D. 考察

医療版ADRの今後の展開という課題に関連する調査分析は極めて少ないのが現状にあり、ADRにおけるどのような側面やどのような制度的機構が、今後の日本における医療版ADRを構築する際に参考となるのかに関しては未だ明確な知見は得られていない。そのような中で、既存のADR制度について包括的に検討を行った本研究における調査活動から以下の論点が重要であるとの結論に達したものである。

ADRの類型には行政型ADR、業界型ADR、独立型ADRなどが考えられるが、これまでの既存ADRは圧倒的に行政型もしくは業界型ADRが中心であり、独立型ADRが少なかったといえる。だがADR法の成立はある種独立型ADRの推進を導く環境をもたらす可能性が考えられ、こうした環境下における医療にかかわるADR組織・制度をどのように構築していくかという課題が挙げられる。またADR制度の利点として指摘される「当

事者の実情を盛り込んだ創造的な解決を図りうる」という点をどのように医療分野で担保するか、ともするとこうした利点は手続きの柔軟性に歯止めがなくなり、中立性・公正性が担保されない危険があり、紛争の存在や解決基準を社会が共有できず、ADRに関与する専門家の中立性・客観性を担保することが難しく、さらに社会的規範に基づく解決が予期されているが、医療分野においては両当事者が価値観や条理を共有することが容易ではない可能性があるなどのデメリットに陥る危険性をはらんでいるといえる。

E. 結論

本調査においては、さまざまな領域および産業分野において注目すべきADR組織・機関が存在することが明らかとなったが、それと同時に、これら注目に値するADR組織・機関が属する領域もしくは産業は、その独自性を保持しており、この独自性との兼ね合いのかなで、それぞれのADR組織・機関が機能していることが明らかとなった。つまり個々のADR組織・機関はそれ単独で存在しうるわけではなく、それらが位置する産業構造や制度との複雑な関連性の中でその役割や機能が規定されており、こうした点を十分に検討して初めて、医療分野におけるADRの有効性に関する議論が可能となることが判明した。また他の領域におけるADR制度とその活動の検討を通して、非常に多くの領域において被害者救済の公正性および迅速性と視点が一定程度通念化しており、医療分

野においてもさまざまな制約があるにせよ、
何らかの被害者救済制度のためのスキーム
が求められるといえる。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

国内外における医療事故紛争処理に関する法制的研究 —公害紛争処理制度の法的側面と現状に関する研究—

分担研究者 淡路剛久 早稲田大学大学院 教授
研究協力者 峯川浩子 法政大学社会学部 兼任講師

研究要旨

公害紛争の裁判外解決の歴史は古く、現存する行政型 ADR の中でも、もっとも重要なものの一つである。公害紛争処理制度には、中央に設置されている公害等調整委員会と都道府県に設置されている都道府県公害審査会および都道府県連合公害審査会があるが、本研究においては、国に設置された公害等調整委員会による公害紛争の解決を取り上げた。そして、公害等調整委員会による公害紛争の解決が裁判との関係において、如何なる機能を果しているのかを明らかにするために、日本的紛争解決方式とも呼ばれた法的な権利義務を基礎としない示談・和解による解決、公害紛争処理制度設立までの経緯等について検討を加えた後に、その現代的機能について考察を行った。

A. 研究目的

本研究は、公害紛争を解決・処理するための「公害等調整委員会」についての分析を行い、医療版 ADR を設立の際の基礎的知見を集積することを目的とする。

B. 研究方法

これまでに公刊された判例、書籍、論文、新聞記事インタビュー等により情報を収集・分析して研究を遂行した。

（倫理面への配慮）

個人を特定しうるような情報を扱う際には、細心の注意を払い、その取り扱いに留意した。

C. 研究結果

公害等調整委員会は、設立当初は、司法補完

的機能・行政補完的機能が顕著であったように思われるが、設置から 30 年ほどの間に、あるいは権利に基づく司法的判断を果たし、あるいは近年では、公害紛争に係わる行政機関型 ADR の機関として、司法的機能を越えた、公害の原因究明機能、公害行政代替機能・法政策的機能、フォローアップ機能などの重要な機能を発揮しつつあることが明らかになった。

D. 考察

公調委は、文書の提出や立ち入りといった調査権限を有し、かつ専門の事項を調査する専門委員を置くことができることから、紛争の解決にあたり、被害者側の因果関係に関する立証能力の不足を補完することができる。また、専門家の知見の活用により、例えば汚染物質の分析

や特定といった高度に専門的な知識や技術を必要とする事項についても対応が可能である。近年、被害者たる当事者は、調停よりも準司法的解決である裁定を選択することが多いが、おそらく、これまでの制度的運用は、国民の信頼を得るべく方向で展開してきたといっても良い、と思われる。

E. 結論

医療のような高度に専門的な分野においては、訴訟における被害者側の因果関係に関する立証能力の不足は顕著であり、また、訴訟が長期化する傾向にあって被害者は容易に賠償を得られない。さらに、近年の研究によれば、医療事故被害者は、事故の真相究明を求めて訴訟を提起していることが少なくないこと明らかになっている。こうしたことに鑑みれば、司法による解決の外に、公平・中立かつ迅速に真相を究明し、賠償額を公正に裁定できる裁判外紛争処理の公的機関の導入が強く望まれる。国民からの信頼を受け、適切に利用される裁判外紛争処理を行うためにはどのようなことを考慮すべきか。公調委による公害紛争処理の経験は、医療版 ADR を構築する上でもおおいに参考になるものと思われる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 淡路剛久「アスベスト健康被害者救済と立法」衆議院調査局環境調査室『石綿による健康被害の救済に関する法律案』参考資料（平成 18 年 1 月）123 頁以下。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

国内外における医療事故紛争処理に関する法制的研究 －医療事故と無過失責任制度－

分担研究者 淡路剛久 早稲田大学大学院 教授
研究協力者 峯川浩子 法政大学社会学部 兼任講師

研究要旨

国際的にみて、医療過誤訴訟は通常過失責任制度の下で運用されている。しかし、現行の損害賠償制度は、被害者に対する賠償の問題のみならず、事故抑止の観点からも不十分な制度だとして、無過失責任をベースとしたアプローチに置き換えることがしばしば主張されている。そこで、本研究においては、従来の責任制度や保険制度に代わる制度として主張されているその他のアプローチについて概観すると共に、フロリダ州、バージニア州、スウェーデンを中心に無過失責任モデルについて検討を加えた。

A. 研究目的

無過失責任制度に関する知見を獲得することを目的とする。

B. 研究方法

これまでに公刊された判例、書籍、論文、新聞記事等により情報を収集し研究を遂行した。

（倫理面への配慮）

個人を同定するような特定の情報を扱う際には、細心の注意を払い、その取り扱いに留意した。

C. 研究結果

フロリダ・バージニア州のように部分的に無過失責任制度を導入している法域はあるが、医療事故被害者を広範囲にカバーする無過失責任

を導入している国はほとんどない。そのような意味で、スウェーデンの無過失責任制度はヨーロッパ諸国や合衆国から注目を集めている。

1997年に制定された損害賠償法

（Patientskadelagen）は無過失の原理に基づいており、患者が医療過誤の結果として損害を受けたと申立を行うと補償金が支払われる。しかし、補償金には制限がある。医療従事者は患者の補償のために強制保険に加入することが義務付けられており、また、患者は医学的ケアとの因果関係を証明しなければならない。したがって、同国の無過失責任モデルは純粋な無過失責任補償制度というよりも、自家保険に基づく賠償責任制度に近い。さらに、患者は1972年不法行為法（Skadeståndlagen）に基づいて、損害賠償の申立をなすこともできるが、補償金を

得ていれば、それは賠償金から差引かれる。

なし

D. 考察

スウェーデンは社会保障体系に到達している国であり、加えて、現行の制度が実質的に稼動しはじめてからの年月が浅いので、財源の有用性や医療従事者の行動に与える影響等についてのデータが不足している。したがって、スウェーデンの経験から、無過失責任制度についての評価を加えるのは時期尚早であるが、この無過失責任モデルは医療事故に限定されたものであり、制度財源の運用方法や事故の抑止という点において参考になることは間違いない。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

E. 結論

無過失責任制度の利点は、賠償の迅速化と賠償を受けることのできる適格者が増大することである。また、訴訟の恐れがなくなるので医療事故情報を収集することができる。しかし、医療から生じたあらゆる傷害を補償するには多大な費用がかかることから、財源の問題や補償の範囲をどのようにするかという問題がある。また、医療従事者に事故を防止しようとするインセンティブを与えず、事故抑止の効果が減少する可能性がある。それ故に、訴訟に代わる代替手段として、行政による統制や医療者による自己規制のメカニズムが機能していることが不可欠である。したがって、無過失責任制度の導入には、慎重な検討が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

国内外における医療事故・医事紛争処理に関する法制的研究 —紛争解決制度と民事訴訟の関係—

分担研究者 西野喜一 新潟大学大学院実務法学研究科 教授

研究要旨

医療紛争を含めてすべての紛争は、最終的には訴訟において解決されることになる。しかし、民事訴訟はいわば大掛かりで「重い」制度であるだけに、国民の間でもこれは最後のより所という印象が強く、訴訟に訴えるのはできれば避けたい、という思いが強いように思われる。今に残る訴訟沙汰という言葉はこれを表しているであろう。我が国における各種のADRの盛行はこの文脈で理解できることである。

国民は裁判所において裁判を受ける権利を奪われることはない（憲法第32条）のであるから、いかなる紛争についても当事者・国民が最終的に裁判所において判断を受けるルートは確保しておかなければならないが、各種のADRの制度設計において、当該ADRのメリットを十分に生かすために、訴訟との関係をどう位置づけるかということは重要な問題となり得る。

本稿は、先年、重要な法改正によって、民事訴訟との関係に重大な変容を来したあるADRを素材にして、この問題を考えてみようとするものである。

A. 研究目的

医療紛争を含めてすべての紛争は、最終的には訴訟において解決されることになる。しかし、民事訴訟はいわば大掛かりで「重い」制度であるだけに、国民の間でもこれは最後のより所という印象が強く、訴訟に訴えるのはできれば避けたい、という思いが強いように思われる。今に残る訴訟沙汰という言葉はこれを表しているであろう。我が国における各種のADRの盛行はこの文脈で理解できることである。

国民は裁判所において裁判を受ける権利を奪われることはない（憲法第32条）のであ

るから、いかなる紛争についても当事者・国民が最終的に裁判所において判断を受けるルートは確保しておかなければならないが、各種のADRの制度設計において、当該ADRのメリットを十分に生かすために、訴訟との関係をどう位置づけるかということは重要な問題となり得る。

本稿は、先年、重要な法改正によって、民事訴訟との関係に重大な変容を来したあるADRを素材にして、この問題を考えてみようとするものである。

B. 研究方法

公表されている刊行資料などの情報を集約し、分析を行った。

(倫理面への配慮)

すべて公知の資料を用いており、また、個人情報扱うものではないので、本分担研究部分においては特に倫理的配慮は必要ないと思慮する。

C. 研究結果

労働委員会には、都道府県労働委員会（旧称「地方労働委員会」）と中央労働委員会があり、いずれも労働争議のあっせん、調停、及び不当労働行為の審査、救済を行う。このうちあっせん、調停は当事者の合意を前提とする紛争解決方式であるが、不当労働行為の救済は、当事者の申立てによって証拠調べを行い、審査委員会がその結果によって心証を形成し、判断を命令書という書面によって公示し、更に中央労働委員会は都道府県労働委員会の判断に対して上訴審的機能を果たすという点において、裁判に極めて類似した紛争解決機関である。各種ADRの中では最も裁判所に近似したものと言えるであろう。

これまで労働委員会での審査手続については、労働組合法にも労働委員会規則にも、極めて概略的な規定しかなく、そこで各労働委員会がそれぞれ独自に審査の方式、手続を工夫してきたのであった。

ところが、政府は平成16年に労働組合法の大改正を行い（平成16年法律第140号）、平成17年からこれを施行するに至った。その特色は、不当労働行為の審査、救済に関する詳細な手続規定を盛り込んだ。

上記の改正は、要するにこれまで労働委員会の裁量で賄っていた諸手続を法定したことであるが、その背景をなす特色は、労働委員会の不当労働行為救済手続に、大幅に民事訴訟法的発想、民事訴訟法的手法を持ち込んだことである。民事訴訟法には、上記諸制度の各母体となった制度が存在する。

およそすべて紛争解決に当たる機関にあつては、民事訴訟との関係をどうするか、民事訴訟との関係をどう制度設計するのか、ということが重要な問題となるであろう。労働組合法のこの大改正は、この問題を考える格好の素材を提供している。

D. 考察

上記労働組合法改正の当否に対する評価は意見が分かれ得るところではあるが、私見は以下の通り、これを消極に解する。この民事訴訟法改正には、労働委員会の紛争解決機関たるメリットを生かし、労働委員会限りで解決できるものは極力そうするという観点から見た場合に、次のように多くの問題があるといえる。

E. 結論

民事裁判との関係をどうするかという、訴訟外の紛争解決機関全般に共通する課題に対する私見は以下の通りである。

訴訟以外の紛争解決機関を設けるのは、訴訟で対応できるとは限らない類型の紛争を解決するためであり、或いは、訴訟以上に簡易、迅速、適正な解決を目指すためである。そのために、最終的にはいずれも司法審査の対象となることは前提にするにしても、まず当該紛争解決機関の特色と存在意義を最大限に生かす方策

を常に考えなければならない。

その結果、訴訟に準じた対審構造を有し、その判断がそのままの形で司法審査の対象となるような類型の機関にあつては、その裁量権を重視して、裁判所とは異なった手続構造を追求するのが適切である。他方、調停、斡旋類型の紛争解決を目指す機関にあつては、手続が柔軟であることは制度上既に確保されているので、検討対象とすべきは実体面であつて、その解決案にどのような効力を与えるかということを中心に論じるべきであろう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 西野 喜一. 判決による事実認定
有斐閣別冊ジュリスト. 本年5月刊
行予定
- 西野 喜一. 労働委員会の未来を考える.
月刊労委労協. 本年5月号掲載予
定
- 西野喜一. 裁判所の管轄、小林秀之.
法学講義民事訴訟法. 悠々社; 東京
2006、91-105.

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

国内外における医療事故紛争処理に関する法制的研究 — 裁判外紛争処理機関としての労働委員会の機能と展望に関する研究 —

分担研究者 西野 喜一 新潟大学大学院実務法学研究科 教授

研究要旨

わが国で裁判所以外の紛争解決機関の代表例の一つとされる労働委員会を対象として、その機能、特質、展望に関して検討を行なった。平成 16 年の労働組合法の改正は、労働委員会での不当労働行為の審査手続きを大きく変貌させるものであった。本改正に対する視座が明確となり、評価への道が開けることで、他分野での ADR に関する示唆が得られるものと考えられる。

A. 研究目的

およそ紛争の解決を論じるには、いかなる機関にそれを担当させるかという視点が不可欠である。裁判所は一般的な紛争解決機関であるが、手続きがいわば重すぎて、あらゆる紛争の迅速な解決に適しているとは言い難い。そこで、個別的な紛争の内容に応じて、別途柔軟な対応ができる機関が是非とも必要となる。

医療の世界においてもこれは同様であるから、細心の制度設計が要請されるが、そのためには、現在の我が国における裁判所以外の紛争解決機関の詳細、特にその問題点と将来展望を把握しておくことが不可欠であろう。本研究は、このような視点から、我が国で裁判所以外の紛争解決機関の代表例の一つとされる労働委員会を対象として、その機能、特質、展望を概観するものである。特に労働委員会の場合には、平成 16 年にその基盤となる法律（労働組合法）

の大改正があったので、その前後を通観した上で改めてその将来を考えることができるというメリットがある。

B. 研究方法

労働委員会及び労働組合法改正に関する文献を渉猟すると共に、研究者（私）は、新潟県労働委員会の公益委員を拝命しているので、ここでの実務を通じて最新の関連情報を収集し、その結果を総合的に考察する。

C. 研究結果

ADR としての労働委員会の特徴を再検討した上、平成 16 年法改正の底にあった発想はどういうものであったのかということ、そして、それが ADR としての労働委員会にもたらした変貌の得失如何という観点から検討した結果、後記の「考察」及び「結論」に至った。

2007(3月).

D. 考察

平成16年の労働組合法の改正は、労働委員会での不当労働行為の審査手続を大きく変貌させるものであったが、その根底にある思想を一言で言うと、不当労働行為の審査手続を民事訴訟化するものであったとまとめることができる。このように整理してみると、この改正に対する視座が明確になり、その評価への道が開けると共に、これからの他の分野でのADRのあり方に関する大きな示唆が得られる。

E. 結論

公労使の三者構成で、手続費用なし、手続簡易、将来指向の紛争解決という労働委員会の特質とこれまでの功績には大きなものがある。

ところで、ADRの生命は、訴訟とは異なった観点からの解決が迅速に得られることにあり、訴訟の亜流のような組織とすることは当該ADRの独自性を失うことで得策でない。この見地からすると、平成16年の労働組合法の大改正による労働委員会の変貌は同委員会に民事訴訟の手法を大規模に取り入れたものであったが、これは紛争解決機関としての労働委員会の独自の意義を減退させるもので疑問が大きい。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

西野喜一. 労働委員会の未来を考える. 月刊労働労協 601号: 3頁以下. 2006(5月)

西野喜一. 文書提出命令と物件提出命令. 法政理論 (新潟大学) 49巻2号: 234頁以下.

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

国内外における医療事故・医療紛争に関する法制的研究 —調停型ADRにおける同席方式と交代方式—

分担研究者 西野 喜一 新潟大学大学院実務法学研究科 教授

研究要旨

我が国では、いかなる形態の紛争であっても、調停、斡旋型の紛争解決機関が、紛争の早期・低廉な解決のために大きな役割を果たしているため、医療関係の紛争においても、訴訟にのみ頼らず、調停型の解決機関が是非必要であり、既に存在、機能している各種のADRの得失に学ぶ必要がある。

この種の機関の代表的な存在である調停にあつては、調停者が、双方当事者にどのように接するべきかということがかねて大きな課題となっているので、それに改めて注目してその詳細を把握しておく必要があるが、近年ではいわゆる同席方式のメリットのみが強調され、旧来の交代方式のメリットが見過ごされる傾向にある。

しかし、実際に紛争解決の衝に当たる者の立場からすれば、旧来の方式にはそれが施行されてきただけの長所があるのであって、理念のみに偏ってこれを捨て去るべきではない。

A. 研究目的

ここで同席方式と呼ぶのは、調停、斡旋によって紛争を解決しようとするADRにおいて、調停者（民事・家事の調停であれば調停委員、裁判所の和解であれば裁判官、労働委員会の調停・斡旋であれば斡旋委員など）は当事者双方と常に同席して説得活動をしようとする方式であり、交代方式と呼ぶのは、調停者は当事者の一方（A）とのみ話をし、その間他方当事者（B）は控え室で待機している。そして調停者の指示によって調停者の前の当事者が交代し、調

停者は今度はB当事者と話し、その間はA当事者は控え室で待機しているという方式である。

分野を特定してADRを設立して運営し、機能させようとする場合、それが調停型である場合には、調停者としてこれにかかわる者にとって、いわゆる同席方式と交代方式の得失を熟知しておくことは当然に必要であると考えられる。医事紛争については、調停型ADRの運用が予想されるのであれば、これまでの民事調停や家事調停の経験に学んでおくことには十分な意味が認め

られる。

B. 研究方法

同席方式・交代方式に関する文献を渉猟するほか、学会報告にも注目し、また調停委員へのインタビュー（書面調査を含む。）を行う。更に、裁判官・労働委員会公益委員としての私自身の体験も考慮する。

（なお、これは紛争解決様式の研究であるから、手続の公正さは必要であるが、倫理的な問題は生じないと考えられる。）

C. 研究結果

これまでの我が国での調停では、交代方式が普通に行われていたが、近時、同席方式を、手続としてフェアであり、当事者にも満足を与えるとして推奨する意見が多くなっている。しかし、これは必ずしも交代方式、同席方式を同一条件で冷静に比較したものではなく、広く行われてきた交代方式の利点を看過したものであった。

D. 考察

交代方式には、当事者の希望応諾、当事者からの十分な事情聴取、調停者・当事者間の信頼関係形成、当事者説得の便宜、などの利点がある。交代方式を批判する同席方式論者は、これらのメリットを正当に評価していない憾みがある。

E. 結論

調停型 ADR にあつては、理念に過ぎない同席方式に固執して紛争解決の実を失うより、紛争解決機関として紛争の最終的

解決の方を重視することの方が望ましい。調停者は、交代方式の使用を躊躇せず、そのメリットを生かして解決に意を用いるべきである。

G. 研究発表

1. 論文発表

2007年4月以降では、本テーマ自体については本報告書のみであるが、ADR 関連では、他に「労働委員会公益委員忌避申立の判断に対する不服申立としての行政訴訟」『法政理論』（新潟大学）40巻3＝4合併号（投稿中。掲載確定。4月刊行予定）がある。

また、民事紛争全般との関連性で挙げると、「『弁論兼和解』再論のことなど」法政理論（新潟大学）40巻1号69頁以下（平成19年8月）がある。

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

国内外における医療事故・医事紛争処理に関する法制的研究 —イギリスにおける患者の健康安全に関する研究—

分担研究者 我妻学 首都大学東京法科大学院 教授

研究要旨

医療紛争においては、将来の医療紛争が生じないように医療事故などの再発防止の観点と患者及び患者の家族に対する医療事故の補償が重要な意味を有している。イギリスにおける患者安全庁では、患者の健康安全を保護するためにインシデントおよびアクシデント報告書を収集し、将来の医療事故を回避するために事故の分析を明確に行っていることが重要である。

A. 研究目的

医療紛争においては、将来の医療紛争が生じないように医療事故などの再発防止の観点と患者及び患者の家族に対する医療事故の補償が重要な意味を有している。医療事故の紛争を将来予防するためには、医療事故を収集・分析・報告を行うことが必要不可欠である。

B. 研究方法

本研究では、どのように医療事故の収集・分析・報告を行っているのか、イギリスを中心に比較研究を行った。具体的には、イギリスにおける患者の健康安全を担っている全国患者安全庁 (National Patient Safety Agency) (以下、NPSA と略記する) に対する聞き取り調査と関連する文献を基に研究を行っている。アメリカでは、患者の健康安全については、州単位で規律しており、むしろイギリスのようにロンドンを中心とした中央集権的な制度の方が我が国における患者の健康安全を考える際には、有益であると

いえよう。

(倫理面への配慮)

具体的な患者の氏名については、全て匿名化されており、倫理面について考慮すべき対象は存在しない。

C. 研究結果

全国患者安全庁は、2001年7月にイギリスの国民健康保険 (National Health Services) の質を向上し、患者の安全のために設立された機関である。主として保健省によって定められた基準に基づいて、①各地域およびイングランド、ウェールズおよび北アイルランドといった全国規模の医療事故およびヒヤリハット (adverse event near misses) 報告制度を導入し、情報の収集・分析すること、②事故の主要な原因を探求し、問題の解決を図ること、③患者の安全を改善するために、例えば、2004年9月から2005年2月まで、手の衛生改善の全国キャンペーンなどの有益な助言および指針を提供することに